

議案第12号

逗子市市民参加条例の一部を改正する条例の一部改正について

逗子市市民参加条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市民参加条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

逗子市市民参加条例の一部を改正する条例（平成26年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び同条第3項ただし書の改正規定を次のように改める。

第7条第2項第3号中「軽微」を「軽易」に改め、同条第3項中「第12条」を「第13条」に改め、同項ただし書中「報告するものとします」を「報告し、公表するものとします」に改め、同条第4項中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（逗子市住民投票条例の一部改正）

- 2 逗子市住民投票条例（平成18年逗子市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第4条第4項中「第12条」を「第13条」に改める。

（提案理由）

未施行である逗子市市民参加条例の一部を改正する条例（平成26年逗子市条例第35号）について、条文を整理するに当たり改正の要あるため提案する。